

【報告事項】 広瀬川河畔景観形成重点地区における 景観形成の取り組みについて

1. 広瀬川河畔景観形成重点地区の施行

平成 30 年 4 月 1 日より前橋市景観計画及び景観条例に基づく本地区の制度を施行。

2. 広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金制度

本区内で行う良好な景観形成に寄与する整備に要する費用の一部を助成する助成金制度を本地区の施行に併せ、助成金要綱を制定し、運用を開始。

(※別紙参考資料 5 : 「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金」制度のご案内 参照)

3. 広瀬川河畔地区まちなみ景観協議会の設立

本地区景観計画に定める届出対象行為については、必要に応じて地元へ報告・相談及び意見を求めることとしており、そのための地元窓口となる組織となる地元協議会を以下のとおり設立。

(1) 協議会の名称

広瀬川河畔地区まちなみ景観協議会

(2) 協議会委員の構成

本地区内の住民や事業者、土地・建物所有者、関係 7 自治会及び本地区で地域に根付いた活動をおこなっている市民活動団体を中心に 20 名以内で構成。

(3) 設立日

平成 30 年 5 月 24 日

4. 重点地区施行後の状況

(1) 地区内における行為の届出受付件数 2 件 (平成 30 年 5 月 31 日現在)

届出内訳			
No.	種類	種別	用途
1	建築物	新築	カーポート
2	建築物	模様替え	住宅

(2) 地区内における景観形成助成金申請受付件数 3 件 (平成 30 年 5 月 31 日現在)

申請内訳	
No.	助成対象行為の内容
1	平面駐車場の路面の修景
2	既存不適格となる屋外広告物の除却
3	既存不適格となる屋外広告物の除却